

## 営繕工事における電子納品説明会質問回答

### 質問1

現在、電子納品を実施する場合には、電子納品支援ソフトを使用してデータを日々作成している現状です。  
このソフトを利用する場合には、土木工事の電子納品でも利用している工事管理ファイルなどがないとソフト的に最終の成果品作成が出来ません。

### 質問1の回答

営繕工事では、写真のみ管理ファイルが必要になります。電子納品支援ソフトを利用されている場合でも、作成されたフォトフォルダを納品してください。また、図面はご使用されているCADで修正を行ってください。

### 質問2

電子納品対象書類に、完成図がありますが、P1には基準等の記載が見当たりません。しかし、P7には建築CAD図面作成要領(案)との記載があります。  
どちらが正しいのでしょうか？

### 質問2の回答

P7の3-3-2 1)に記載しているとおりです。  
「発注図が建築CAD図面作成要領(案)に準拠している場合は、完成図も準拠し、発注図が準拠していなければ、完成図も準拠していなくてもよい。発注図が準拠しているかどうかについては、着手前チェックシートの協議結果に従う。」

### 質問3

説明会では、P6 3-2-2 設計変更時 については、受発注者間で協議で…、との説明がありましたが、出来ればガイドラインに記載を頂けないでしょうか？  
また、P6では、変更後のデータを発注者に提出する、となっていますがP4では変更図面データ等は発注者から提供するになっています。  
徳島県公共工事標準請負契約約款及び徳島県の土木工事電子納品では、発注者から変更図面等の提供する、となっています。  
P7の3-3-2図面にも、設計変更を行った完成図の表題欄の会社名は受注業者名になっているのも少し適切ではないのでは？  
ここは本来、発注者又は当初設計会社又は監理会社名が良いのでは？

### 質問3の回答

P6 3-2-2について、ガイドラインどおり運用します。  
変更後の図面データの提出について、P4の図は修正します。  
P7 3-3-2について、図面を変更した者を明確にするため、変更した者の会社名としてください。